

中学校社会科歴史教科書に現れたアイヌ民族関係記述について（その4）

— 中近世史記述に限定して —

吉 田 正 生

北海道教育大学旭川校 社会科教育（公民）研究室

北海道教育大学紀要（教育科学編）

第 56 卷 第 2 号 別 刷

平成 18 年 2 月

中学校社会科歴史教科書に現れたアイヌ民族関係記述について(その4)

— 中近世史記述に限定して —

吉田正生

北海道教育大学旭川校 社会科教育(公民)研究室

〈本論の構成〉

第I章 問題の所在(本学紀要第55巻1号)	1 叙述シェーマについて(本学紀要第55巻2号)
第1節 目的と方法	2 「連関セット」について(同上)
1. 目的と作業仮説	3 「連関セット」①: 商場知行制とシャクシャインの戦い(同上)
2. 研究方法について	4 「連関セット」②: 場所請負制とメナシ・クナシリの戦い(本稿)
第2節 先行研究について	5 「連関セット」③: 場所請負制とアイヌ社会の崩壊(次号)
1. 概観	
2. 個別の検討	
3. 先行研究の分析視角の問題点	
第3節 分析対象と本論の構成	
	第4節 「叙述記述」の分析結果と考察
第II章 中・近世史における「叙述記述」	
第1節 概説	第III章 中・近世史における「描写記述」
第2節 近世蝦夷地の歴史叙述シェーマ形成過程	第1節 概説
第3節 叙述シェーマと「連関セット」について	第2節 「描写記述」の分析結果と考察

第II章 中・近世史における「叙述記述」

第3節 叙述シェーマと「連関セット」について

5. 「連関セット」③: 場所請負制とアイヌ社会の崩壊

はじめに

読者の便宜を考えて、ごく簡単に本節及び本項について述べることにする。

そもそも本論は、次の3点を目的とするものであった。

- ・中学校社会科歴史教科書の中・近世史記述にどのようなアイヌ民族関係記述がみられるのか。
- ・それはどの様に推移してきたのか。
- ・そもそもいつからアイヌ民族関係記述が登場するようになったのか。

この目的のためにとった研究方法は、「学問からの偏差アプローチ」というものである。

これは基本的に、「初等・中等学校の歴史教科書は、歴史学の成果を精確に伝えるという意図だけで作られていない」という作業仮説に立つものである。そして歴史研究者等の概説書に見られるアイヌ民族関係記述と中学校社会科歴史教科書にみられるそれとのずれを類型化することによって、中学校社会科歴史教科書に

におけるアイヌ民族関係記述の実態と推移を明らかにしようとしている。

このとき、先ずジュラル・ジュネットの「物語」論により、アイヌ民族関係記述を叙述記述と描写記述とに分け、それぞれの実態・推移を検討するという手法を採っている。

叙述記述とは、「和人」とアイヌ民族との関係・交渉にかかわる記述であり、描写記述とはアイヌ民族に属性を与えている記述であった。すなわち、たとえば「和人の暴利をむさぼるような仕打ちに耐えかねて、遂にアイヌの人々は武器をもって立ち上がりました(和人とアイヌの間に紛争があった)」というような記述は叙述記述であり、「アイヌの人々は漁労に従事していました(アイヌ民族は漁労民であった)」というような記述は描写記述である。

第I章では、こうした本論の目的・方法・論文構成などについて詳述するとともに、先行研究について詳しく論じた。

第II章は、中学校社会科教科書がアイヌ民族関係記述を作成するにあたって参照したと思われる歴史学の概説書及びそれら概説書の叙述を基本的に規定しているといわれている高倉新一郎の『アイヌ政策史』にみられる叙述記述がどのようなものであるかを明らかにしようとしている。

中・近世史における高倉新一郎のアイヌ民族叙述は、近世に限っていえば「松前藩の成立→商場知行制→シャクシャインの蜂起→場所請負制→メナシ・クナシリの戦い/外圧の増大→蝦夷地の幕府直轄化→松前藩による蝦夷地再統治(=場所請負制による取奪の増加)→アイヌ社会の崩壊」というものである。

この高倉の叙述シエマは、実は「商場知行制-シャクシャインの戦い」、「場所請負制-クナシリ・メナシの戦い」、「松前藩による蝦夷地再統治-アイヌ社会の崩壊」という三つの連関セットからなるもので、それぞれのセットごとに社会構成体としての在り方が異なっていると捉えられている。

さて、教科書執筆でない編集者が参照したと思われる歴史学研究者たちの概説書、すなわち海保嶺夫の『近世の北海道』(教育社)、榎本守恵の『北海道の歴史』(北海道新聞社)、菊池勇夫の『アイヌ民族と日本人-東アジアのなかの蝦夷地-』(朝日新聞社)はいずれも、ごく粗くみれば上述の高倉の叙述シエマをとっている。しかし、高倉以降の歴史学研究的深化・進展を受けて、4人の叙述を「連関セット」レベルで検討してみると、微妙に異なっている場合がある。

したがって、教科書記述が高倉からずれているように見えても、それはそのまま、歴史学の成果からずれているとは即断できないのである。この「連関セット」レベルにおける異同をおさえておかななくては、教科書記述の歴史学研究者たちの叙述からのずれということは論じられない。

そこで、第II章においては、各「連関セット」ごとに高倉など4人の叙述の相違を検討しているのである。本章3節3項で、「商場知行制-シャクシャインの戦い」という「連関セット」について、第4項で「場所請負制-クナシリ・メナシの戦い」という「連関セット」について、4人の異同を明らかにした。

この第5項は、「松前藩による蝦夷地再統治-アイヌ社会の崩壊」という「連関セット」について、4人の異同を明らかにしようとするものである。

(1) 高倉新一郎の場合

高倉が、アイヌの人口減少を場所請負制と結びつけて考えていたのは、その記述から容易に読み取ることができる。しかし、場所請負制が成立してはじめてアイヌの人口減少が始まったとは考えていない。ただ、「後松前藩治時代」⁸¹になって、場所請負人のアイヌに対する支配力が従来以上に強まったこと、しかも彼らが幕府役人のようにアイヌの救済/撫育に努めようとしなかったこと、それどころかかえって一層過酷な労働を強いたことなどが、天然痘の流行などと相まって、アイヌ人口の激減を齎したとしている。

高倉は、人口減少の程度によって蝦夷地を四つに区分し、さらにそれぞれの区域の同一年の人口を比較し

て示している(下掲、表II-3参照)。これによって、われわれはどの区域のどの時期のアイヌ人口の減少が激しかったかをつかむことができる。

人口の激減が最も顕著にみられたのは、第2区の「後松前藩治」時期である。第1区である「松前近接地」の人口減少が第2区に比べて少ない理由を高倉は「その減少の最盛期をすでに経過していたからであろう」と推測している。

全体の傾向から高倉が言いたかったことは、「後松前藩治」時代におけるアイヌの人口減少が、如何に甚だしかったかということであろう。上述したように、高倉は場所請負制が成立してはじめてアイヌの人口減少が始まったわけではないと考えている。アイヌが「内地人」と接触する以前から、「飢饉・天災・無知・悪習及びたえざる闘争など⁸²」によって人口の減少という事態はみられたとするのである。しかし、それは未開なアイヌの生活様式からすれば当然のことだとする。また、痘瘡が松前地に流行したのは文明3(1471)年、蝦夷地に侵入したのは元禄11(1698)年、その後も、何度か大流行があり、免疫をもたないアイヌの人々に多くの死者を出したことが、しばしばあったともいう。その上で、それにしてもこの「後松前藩治」時期のアイヌ人口の減少は著しいものであり、「この時代の終わりから次の時代の始めにかけて蝦夷人口の減少の事実が最も世人の注目をひいた事実は偶然ではない⁸³」として、この時期の場所請負商人のアイヌ取奪のひどさや松前藩のアイヌ統治のひどさを、アイヌ人口減少の主原因としてあげているのである。

この時期におけるアイヌ人口激減の直接原因として高倉があげたのは、痘瘡など伝染病の蔓延、そして間接原因としてあげたのは「内地人との接触によって齎された生活様式の変化⁸⁴」であった。生活様式の変化としてさらに「労働状態の変化、飲酒癖、その他の生活様式の変化⁸⁵」があげられた。

アイヌを襲った労働状態の変化と人口減少との関連について、高倉は次のように書いている⁸⁶。

然るに内地人の勢力が増大するにつれ、大規模生産組織を取り、産業人としての蝦夷の独立的地位を奪い、これを労働者化することによって益々その組織を完備拡大していき、したがって一労働者としての大資本家たる請負商人の下に働かねばならない蝦夷人が次第に増加し、しかもこれらの労働条件はきわめて悪く、その使役は往々

表II-3 幕末~明治初期のアイヌ人口の推移

区	第1区	第2区	第3区	第4区
文政5(1822)年: 「後松前藩治」期の始め	人 2675	人 6131	人 5975	人 5967
安政元(1854)年: 「後松前藩治」期の終末期	人 1889 (外に377人)	人 3400	人 3609	人 6373
明治6(1873)年: 「後松前藩治」期の終末期	人 1634 (外に257人)	人 2197	人 3094	人 8760
文政5年~安政元年の 人口減少率	(-) 29.0%	(-) 44.5%	(-) 39.3%	(+) 6.8%
安政元年~明治6年の 人口減少率	(-) 13.5%	(-) 35.4%	(-) 14.3%	(+) 37.5%

第1区: 東蝦夷地有珠以西, 西蝦夷地古宇以南の松前近接地域

第2区: 西蝦夷地積丹場所から宗谷地方に至る地域

第3区: 釧路・厚岸・根室・国後・斜里の各場所(すなわち、奥蝦夷地域)

第4区: 東蝦夷地絵鞆(室蘭)以東十勝以西の地域

(出典: 高倉, 1942; 312頁)

にして苛酷にわたったことは前節に述べた通りである。かくして欲するときに狩り、欲するときに眠り、欲するときに喰っていた彼らの生活は一変して、自己の欲求に反した労働をも強制される立場になった。しかも労働は彼らが慣れていたものよりも遥かに苛酷なものであった。そしてこうした労働の変化が蝦夷人の肉体上精神上に打撃を与え、直接間接にその死亡率を高めたのであろうことは想像に難くない。

「後松前藩治時代」に天然痘が流行したのは、松前藩のせいとは言えないにしても、この時期、アイヌに対する請負商人の取奪がいよいよ猖獗を極め、アイヌが上述のような苛酷な労働を強いられるようになったのは、松前藩の政治のゆるみのせいであり、且つ幕府直轄期に請負商人の経営する運上屋(会所)が下級行政機関化し、請負商人のアイヌ支配が強まっていたためでもあり、ひいてはそれがこの時期の急減なアイヌ人口の減少につながったというのが高倉の説明である⁸⁷。

殊にこの時期は松前家にとってもっとも家運の衰えた時代で、庸主・幼主相継いで立ち、老臣は跋扈し、士風は頹廢して、政治は益々姑息に陥るのみであった。したがって、蝦夷地のことも閑却されがちで、…(中略)…、場所内の十分な監督を行うことができなかった。

しかも場所請負人の勢力は幕府直轄を境として著しく伸長していた。…(中略)…、彼らは蝦夷知行制の一部を担当することとなり、彼らの勢いは蝦夷への統治権の確立、拡張とともに増大しつつあり、…(中略)…。利益によってのみ行動する個人にかかる権力を与え、しかもそのなすがままに任せておいたとき、その配下に隷属している蝦夷人の運命は想像に難くない。

…(中略)…、さらに請負人の大きな負担であった介抱にいたっては、なるべくこれを免れんとし、しかも蝦夷を使役するや苛酷を極め、壯者を強制的に出稼せしめて残る老若の扶養を怠り、病者・不具者はこれを遺棄して省みざる者すらあった。さらにその使役に当たる者は、蝦夷の人格を無視し、その信仰・道徳を傷つけ、その社会生活・家庭生活を破壊して省みないのみか、その婦人を姦し、あるいは悪病を伝染せしめ、あるいは健康を害わせ、あるいは結婚の時期を失わせ、あるいは道徳観念を低下せしめた。

同化問題は既に前時代において甚だ不熱心であったが、今期となるや弊履のごとく捨て、和語の使用を禁じ、華夷の差をつけんがために種々の禁制を設けた。

かかる結果は必然に蝦夷人口の著しい減少となって現れた。

したがって、高倉の「場所請負制-アイヌの人口減少」という連関セットに関する叙述シエーマは、「幕府直轄-運上屋(会所)の下部行政機関化-松前藩の蝦夷地再支配/藩政のゆるみ-請負商人のアイヌ支配権増大/取奪の激化/天然痘などの流行-アイヌ人口の減少」というものになる。

(2) 海保嶺夫の場合

海保は高倉の「後松前藩治時代」について、「幕藩制的蝦夷地取奪が極限に達し、これを底部から揺り動かす闘いが和人社会の内から高揚するとともに、緊迫化する極東情勢のなかで幕藩制的蝦夷地支配のあり方が外圧への最大の弱点として露呈する時代である⁸⁸」と述べている。

「幕藩制的蝦夷地取奪が極限に達した」とは何を意味するのか。アイヌ取奪と先進的技術による天然資源の効率的な収獲である。では、なぜこの時期アイヌ取奪が極限に達したのか。それを海保は、「松前藩の請負制への依存度強化⁸⁹」に求める。それは、以下のような論理展開によって導き出されている⁹⁰。

和人地・蝦夷地を一円的に経営した幕府の成果を受けつぎ、松前藩は全藩領を直領化して請負商人との契約権

を藩主専権とし、文政六(1823)年、一〇〇石=二〇両の換算で半分は米、半分は貨幣で支給する擬制的な石高制を導入し、全藩士に石高表示の宛行状を発給した。…(中略)…、松前藩は藩士と知行地の強固な結びつきを断ち切り機構としての藩主権を著しく強化させ、藩士の個別知行権と場所請負が結合していた段階での家格と知行地収入の著しい不照合状況を克服した。…(中略)…。

蝦夷地経営にフリーハンドを得た藩主は場所請負を入札制にしたため運上金は高騰し、全蝦夷地の運上金合計額は幕領前の寛政六(1794)年には五四九二両(『休明光記附録』)であったものが、安政元(1854)年には一万八九九一両余(『蝦夷大鑑』安政元年 北海道行政資料課蔵)と3.5倍にはねあがった。…(中略)…。

またこの時代は、一万石格獲得のための一万両の幕府への献金(天保二年)、嘉永二年(1848)以後の松前城の築城費用(一〇万両以上)などが相つぎ、すべてこれらは城下・在の商人・大百姓からの強制借上げ、とりわけ場所請負人に転嫁された。

松前藩全体の請負制への依存度強化は、請負期間の半永久化=各場所の請負人の私領化を招き、人馬継立、道路修理など知行権に含まれる行為はすべて請負人の負担となった。負担の肥大化は、結局は生産者たるアイヌ人と漁業資源へのより激しい取奪を意味した。

しかもこのとき、松前藩は「請負人の恣意的行為を合法化する機関にしかすぎなく⁹¹」、「アイヌ人を守ろうとする意志も能力もなかった⁹²」とされている。

以上を図式的に示すなら、「松前藩の請負商人への依存増大-請負人によるアイヌ取奪の激化/松前藩の放置」というものになる。

さらにこれに続けて海保は、この時期のアイヌ人口の激減について次のように書いている:「かかる奴隸的使役と和人漁夫がもたらした天然痘の結果、アイヌ人口は激減した⁹³」。

したがって、「場所請負制とアイヌの人口減少」という連関セットについての海保の叙述シエーマは、「松前藩の北海道への復帰-松前藩の請負商人への依存度増大-請負人によるアイヌ取奪の激化/松前藩の放置/和人漁師がもたらした天然痘の流行-アイヌ人口の激減」というものになる。

以上述べたところで明らかのように、場所請負商人のアイヌ取奪が激化した理由を、運上屋が下部行政機関化したことに求める高倉の説明と、海保の説明は異なったものになっている。

(3) 榎本守恵の場合

榎本も幕末のアイヌ人口の激減をとりあげているが、特に「後松前藩治時代」と結びつけたものになっていない。

榎本は「松浦武四郎とアイヌ」(172頁)という小見出しのなかでアイヌ人口の激減を語っている。しかし、それは「函館開港」という節に入れられ、しかも安政2(1855)年から全蝦夷地が再び幕府直轄になったこと、そのために函館奉行が設置されたこと(162頁)、さらに函館奉行所の先進的な諸施策が記述されたあとに、「松浦武四郎とアイヌ」が設けられている。つまり、榎本においては幕末の蝦夷地を「後松前藩治時代」-「第2次幕府直轄期」と明確に分けた上で叙述されていないのである。

もちろん、榎本が事例として取り出しているのは「後松前藩治時代」の斜里場所(高倉の区分だと第3区)であるが、高倉や海保のようなこの時期と他時期の書き分けはなされていない。榎本の記述は次のようになっている⁹⁴。

アイヌ人口の減少は右にみた原因(生産力の低い場所のアイヌを生産力の高い場所へ強制連行する)ばかりではない。衛生観念の弱さや、血族結婚にも理由があろう。しかし適齢者の結婚をさまたげたこと、もっと悪いのは、

アイヌにそれまでなかった梅毒のもちこみ、天然痘など伝染病を和人がもたらした。自然界のなかの自然人で、悪疫に対する免疫性のなかったアイヌ民族の悲劇でもあった。

榎本の場合には、「後松前藩治時代」になぜアイヌ人口の減少が特に激しかったのかについての説明はない。上にみたように、場所請負人のアイヌ酷使（結婚の妨げや強制連行も含めて）と衛生観念の悪さや近親婚というアイヌの悪習に天然痘の流行が加わったというものになっている。したがって榎本のこの連関セットについての叙述シェーマは、「場所請負人のアイヌ酷使／アイヌ側の悪習・衛生観念の欠如／天然痘の流行－アイヌの人口減少」となる。

(4) 菊池勇夫の場合

菊池は「第三章 蝦夷地の開発とアイヌ社会」のなかに第3節として「アイヌコタンの破壊」という節⁹⁵を設け、そこで、なぜアイヌの人口激減が生じたのかを説明している。

まず、第一次幕府直轄期の「直掬制」について述べられる。これは「前松前藩治時代」の場所請負人によるアイヌ収奪からアイヌを守ることを目的とされていた。

次に、直掬制実施のため請負商人を排除しそれまでの運上屋を会所と変えたものの、幕府は商人の配下にあった支配人、通辞、番人たちをそのまま使用せざるを得なかったことが述べられる。

さらにこの会所が下部行政機関化したことが述べられ、これが「アイヌコタンの上に覆いかぶさる⁹⁶」ものとなったことが述べられる。すなわち、「幕府はアイヌコタンに対して内地の村がもっているような、村の責任において諸役を担う村請制的な法人格を与えなかった。まさに異民族支配であったからだが、…（中略）…、会所の支配人以下の雇人が御用状継立・人馬継立・宿泊など村請制的な機能を果たすことになった。その点では、支配人らはアイヌ交易や漁場経営を実際に担うだけでなく、行政的に詰合（調役）の命を受け、アイヌコタンに指図する公的な存在となったといえよう⁹⁷」としている。他方、アイヌコタンの代表者たち（乙名など）は「会所を媒介せず幕府役人と直接の接触をもつことはできなかった⁹⁸」のである。

この会所の下部行政機関としての公的性格は、松前藩が再び蝦夷地を治めるようになってからも変わらず、幕府倒壊まで続いたのである。

菊池はこのあと、場所における番人たちの暴慢な振る舞いを次のように叙述するが⁹⁹、他方、松前藩の政治の弛みといったことには言及していない。したがって、菊池の叙述シェーマは高倉のものに近いが、そのままではないということになる。

働ける者たちは、「浜下げ」といって運上屋に根こそぎ駆りだされ、「雇蝦夷小屋」に収容されるか、運上屋の周辺に居住した。武四郎は約二六〇人余について「浜下げ」の事実を確認しているが、運上屋に集められた人々が苛酷な労働や疱瘡の流行によって次々死亡し、急激な人口減を招いた。疱瘡は雇小屋に集住させられていただけにいっそう猛威を振るった。そして、働けなくなった者は容赦なく放り出され、山野の恵みで自活するほかなかったのである。

番人たちによるアイヌ女性に対する強姦や妻妾化にも凄まじいものがあった。武四郎が石狩場所で挙げているだけでも、番人妻妾が三二例にも達していた。夫婦であるものを無理やり引き裂き妾にするなど、前述したクナシリ・メナシの蜂起の原因となった番人たちの横暴は、その後抑えられたどころか常態化していった様を知ることができる。

要するに、「場所請負制とアイヌ社会の崩壊」との連関セットに関する菊池の叙述シェーマは、「幕府直轄

－運上屋（会所）の下部行政機関化－請負商人のアイヌ支配権増大／収奪の激化／天然痘などの流行－アイヌ人口の減少」というものになる。

(5) 小括

「場所請負制とアイヌ社会の崩壊」という連関セットについても、高倉の叙述シェーマがそのまま受け継がれているものではないことを確認した。

高倉、海保、榎本、菊池らが共通の資料としているものの一つとして、松浦武四郎が「後松前藩治」時代に書いた記録がある。そこには、当時のアイヌの惨状が様々に語られている。たとえばシマコマキ（現在の島牧）のアイヌ人口の減少については、次のように書かれている¹⁰⁰。

シマコマキ（島古巻・島牧）は、箱館・松前からおよそ五十里（200キロ）余。一七八〇年代、天明以前は人家五十余軒、人口約二百だったが、一八〇四年、文化ごろより奸商の手に支配されるようになってから、人口はしだいに減じ、1822年、文政五年には戸数三十五軒、人口百二十八人になった。場所請負人が代わるたびに、いよいよ誅求が苛酷になり、いまでは人家十軒、人口三十九になっていた。そのうち男は二十六人で、女はわずか十三人だが、子供の産めそうな年頃のもの六人しかいない。しかも、そのなかの三人は、先の請負人の山崎屋の支配人の市三郎という者が、女の不足なのを案じて、東方のモロラン（室蘭）・ホロベツ（幌別）などから、品物を贈って買い求めてきた女子である。そうして娶わせ、ようやく五人の子供も出来た。ところが、その請負人もまた代わると、情容赦もなく責め使う。残る老人や子供は薪をとることもできず、凍る冬から春を過ぎる頃になると多くは病気がかかって死ぬので、子供も育ちがたい。この窮状を脇乙名のリクニンリキが、幾度となく支配人や通辞へ訴え出た。

振り所とする一次史料は同じでも、高倉、菊池が幕府直轄期に運上屋（会所）が下部行政機関とされたこと、その結果として場所請負人のアイヌ支配が強まったこと、こうしたことにアイヌ収奪激化の原因を求めているのに対し、海保は蝦夷地へ戻された後の松前藩の経済体制のあり方（藩財政の負担を場所請負人へ転化したこと）にその原因を求めている。

また、幕府直轄期に運上屋が下部行政機関に変えられたことを重視する点においては共通しているが、高倉が当時の藩政の弛みも重視しているのに対し菊池ではその要素は取り上げられていない。

榎本はアイヌ人口の激減が「後松前藩治時代」に生じたということを明確に示していないという点において他の3人とは異なり、とにかく場所におけるアイヌ収奪は時代を経るとともにより厳しいものになっていったと読める叙述になっている。

4人に共通しているのは、天然痘の流行がアイヌ人口の激減に大きな影響を及ぼしたということである。以上をまとめたものが、次頁の「表Ⅱ－4」である。

表Ⅱ-4 高倉と歴史家たちの叙述の比較(4)

	叙述の流れ	特徴
高倉新一郎	「幕府直轄-運上屋(会所)の下部行政機関化-松前藩の蝦夷地再支配/藩政のゆるみ-請負商人のアイヌ支配権増大/収奪の激化/天然痘などの流行-アイヌ人口の減少」	・運上屋(会所)の下部行政機関化 ・松前藩の藩政のゆるみ
海保 嶺夫	「松前藩の北海道への復帰-松前藩の請負商人への依存度増大-請負人によるアイヌ収奪の激化/松前藩の放置/和人漁師がもたらした天然痘の流行-アイヌ人口の激減」	・松前藩の請負商人への依存度増大
榎本 守恵	「場所請負人のアイヌ酷使/アイヌ側の悪習・衛生観念の欠如/天然痘の流行-アイヌの人口減少」	・他の時期に比べて、「後松前藩地時代」にアイヌの人口が激減したことを明確に示していない
菊池 勇夫	「幕府直轄-運上屋(会所)の下部行政機関化-請負商人のアイヌ支配権増大/収奪の激化/天然痘などの流行-アイヌ人口の減少」	・運上屋(会所)の下部行政機関化 ・松前藩の藩政のゆるみについての言及なし

〈第Ⅱ章 註及び引用文献〉

81 家康以来、松前藩は、現在の北海道の道南地方の一部(松前地と呼び慣わされてきた地域)を領地として認められるとともに、蝦夷地と呼ばれた松前地の範域外に住むアイヌとの交易独占権を認められてきた。ところが、蝦夷地を直接支配する必要性を感じた幕府によって、1807年、松前藩は奥州梁川に転封される。

高倉は、永正11(1514)年からここまでの「前松前藩治時代」としている。

因みに永正11年は、家康から蝦夷交易独占権を認める黒印状をもらった藩祖松前慶廣(1599年に、これまでの蠣崎姓を改めて松前と名のる)の曾祖父光廣が福山(松前)に移り、安東氏から蝦夷地のことを一任されて実権を握ったときである(高倉, 1942; 9頁)。

さて、文政4(1821)年、幕府は再び、松前藩に蝦夷地を返還し、松前藩は北海道に戻ってくる。これ以降、幕府が再度蝦夷地を直轄しはじめる安政2(1855)年までを高倉は「後松前藩治時代」としている(高倉, 同上; 337頁)。なお、2度目に幕府が蝦夷地を直轄したときには、松前藩はそのまま、道南地方を支配していた。

82 高倉, 同上巻, 302頁。

83 高倉, 同上巻, 307頁。

84 高倉, 同上巻, 317頁。

85 高倉, 同上。

86 高倉 同上巻, 319頁

87 高倉, 同上巻, 333-334頁

88 海保 1979 『近世の北海道』教育社, 152頁。

89 海保, 同上巻, 154頁。

90 海保, 同上巻, 152-153頁。

91 海保, 同上巻, 155頁。

92 海保, 同上。

93 海保, 同上。

94 榎本守恵 1981 『北海道の歴史』北海道新聞社, 174頁。

95 菊池勇夫 1994 『アイヌ民族と日本人』朝日新聞社, 137-147頁。

96 菊池, 同上巻, 138頁。

97 菊池, 同上。

98 菊池, 同上。

99 菊池, 同上巻, 145-146頁。

100 吉田武三 1967 『人物叢書 松浦武四郎』吉川弘文館, 85-86頁。吉田は松浦武四郎の『近世蝦夷人物誌』の該当箇所をわかりやすく、口語訳しているので、こちらを使用した。

(旭川校教授)